

令和2年度 京都市立大原野中学校いじめ防止等基本方針

1 「京都市立大原野中学校いじめ防止等基本方針」の策定

(1) 目的・国の検証・方針の改定・本市の分析・施策

市立学校においては、これまでから「一人一人の子どもを徹底的に大切にする」という教育理念の下、人間形成の理想を求めて、市民ぐるみ・地域ぐるみの教育改革を推進し、児童生徒（市立学校に在籍する児童生徒をいう。以下同じ）に「生きる力」を身に付けさせるために、個と集団、社会との関わりを重視した教育活動を展開している。また、日常の生徒指導において、「社会で許されない行為は、学校においても許されない」という毅然とした姿勢で指導を徹底するとともに、児童生徒同士がともに指摘し合い、高まり合える風土を醸成することが重要となる。

教職員は、「見逃しのない観察」「手遅れのない対応」「心の通った指導」を常に念頭に置き、一人一人の児童生徒と向き合い、課題や問題に対し、その背景を的確に理解し、適切な指導と支援に努める。こうした基本姿勢のもと、いじめの兆候をいち早く把握し、迅速かつ組織的な対応の徹底を図る。

市立学校は、法第13条の規定に基づき、各校の実情等に応じ、各学校に係るいじめの防止等のための取組に関する基本的な方針（以下「学校いじめの防止等基本方針」という。）を策定する。なお、策定に当たっては、学校運営協議会やPTA、地域団体からの意見等を反映するよう努めるものとする。また、より実効性の高い取組を実施するため、学校いじめの防止等基本方針の意義や内容を教職員に徹底するとともに、定期的にいじめの防止等の取組や学校いじめの防止等基本方針が適切に機能しているかについて検証等を行い、必要に応じて見直すことが必要である。この場合、全市立学校に設置している組織である「いじめ対策委員会」等のいじめに関する組織（以下「いじめ対策委員会」という。）での協議や学校評価の結果をはじめとする取組の検証結果、学校運営協議会の会議等での保護者、地域住民等の意見を考慮するものとする。なお、学校いじめの防止等基本方針を策定したとき又は変更したときは、学校のホームページや学校だより等により遅滞なく公表する。また、入学時・年度の開始時等に、児童生徒、保護者、学校運営協議会やPTA等に説明し、理解と協力を得るように努めるものとする。

(2) 基本理念

いじめは、すべての生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、すべての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。また、すべての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨とする。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要なことを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

(1) いじめ対策委員会の設置

ア 委員会名

いじめ・不登校対策委員会

イ 構成員（職名又は校務分掌）

いじめ・不登校対策委員会…管理職・生徒指導主事・教育相談主任・学年主任・
養護教諭・人権教育主任・総合育成支援教育主任・
補導主任・スクールカウンセラー

ウ 開催時期

月1回のいじめ・不登校対策委員会（生徒指導委員会）を定期的に開く。

エ 委員会として取り組む内容

- 各学年の生徒の動向を把握し、詳細な理解のもとに生徒の指導に生かす。
- 問題行動に対する未然防止対策・早期発見のための対策を勘案・検討し推進する。
- 問題行動を起こした生徒への支援・指導を検討し実践する。
- いじめとして対応すべき事案か否かを判断する上で、関係者の協力のもと、事実関係の把握を行い、いじめであると判断された場合「組織」として問題解決にあたり、被害・加害双方に対し指導・支援を行う。
- いじめ・不登校対策委員会（生徒指導委員会）での情報交換に基づき、より組織的な対応を検討し推進する。

※ 会議の回数・実施時期については、後述の「年間計画」に記載

オ 保護者への周知方法

ホームページ・学校だよりに、不登校対策委員会を記載する。

3. 学校いじめ防止プログラム

(1) 学校におけるいじめの未然防止の取組

ア 授業改善

授業規律を守った授業づくりを推進していく。グループ活動を活発化した授業を開することにより、お互いの意見を聞きあう姿勢をつくる。自他の意見を交流させることにより、互いの考えを知り、尊重する姿をつくり上げていく。

イ 人権教育・道徳教育

人を大切にし、尊重できる生徒の育成をめざし、生徒の実態に応じた教材や資料とともに学習を開くことにより、日々の生活の中でも人権および道徳意識の向上をもって、生徒と向き合っていく。

ウ 体験活動

学校生活とはちがった活動や体験をすることにより、人を大切にする気持ちや相手の気持ちに立った言動ができるようになるための学習をする。また勤労やボランティアの大切さを知ることで、周りの人への感謝の心等を育成する。

エ 生徒が自主的に行う活動

- 集団の一員としての自覚や、活動を通じた満足感を感じることのできる生徒会や学級の取組を推進する。
- 学級目標やスローガンを、人権の視点をもって作ろうとする意識の向上を図る。

オ 生徒へのはたらきかけ

- 生徒各自の規範意識を向上させ、実践できる力を育むための助言を常時していく。
- 生徒会を中心に、生徒自身の意識付けを図る取組に対して助言をしていく。

カ その他

学校評価アンケートを行い、教育委員会への報告を踏まえたうえで結果を分析し、成果と課題を周知するとともに課題解消のための対策を講じる。

(2) いじめの早期発見・積極的認知のための取組

ア 情報の集約と情報の共有

日常の生徒観察に加え、いじめに関するアンケートやクラスマネジメントシートを複数回実施し、また、随時の教育相談、学級日誌や教科担任との情報交換など、あらゆる機会を捉えて生徒のささいな変化に気づき、生徒の実態把握に努める。そして、その情報を確実に共有し、その情報を分析し速やかに対応する。情報伝達・共有に関しては口頭だけでなく、メモ等を活用して確実に行う。また、保護者や地域との連携を細かく丁寧に行い、生徒の変化を早期に発見する。今まで当たり前だと思っていたことでも意識的・積極的に点検し、より正確な生徒実態の把握に努める。

イ 児童生徒に対する定期的な調査

①アンケートの実施

5月に1年生、6月に2・3年生、11月に全校生徒をそれぞれ対象に、いじめに関するアンケートとクラススマネジメントシートを実施する。また、6月と11月の教育相談週間の前に、教育相談アンケートを実施し、生徒の実態把握に努める。

②教育相談の実施

6月と11月に教育相談週間を設定し、積極的な相談活動を実施する。週間前のアンケートの結果を把握し、生徒を観察し、生徒の実態把握を多面的に行い、諸課題の早期発見に努める。生徒の育ちや困りを傾聴し、ともに伸長・改善する方向を探る。
スクールカウンセラーとの連携による教育相談を行う。

③その他

日常的に生徒の動向の情報交換を行い、教職員相互の観察視点の補完を行うとともに観察視点の多角化に努める。

(3) いじめが起こったときの措置及び再発防止に向けた取組【※フローチャート図参照】

ア 基本的な考え方

初期段階のいじめや、ごく短期間のうちに解消したいじめ事案についても、学校が組織として把握し（いじめの認知）、解決に向けた取り組みを行う。

また、いじめに対する措置については、いじめ防止対策推進法等を踏まえ、いじめの事実の有無を確認、教育委員会への報告、再発防止、いじめを受けた生徒又は保護者への支援、いじめを行った生徒への指導又は保護者への助言、いじめを受けた生徒が安心して教育を受けるための必要な措置、保護者との情報共有、警察との連携などの適切な措置を講ずる。

イ いじめが発覚したときの対応

いじめられた生徒にとって信頼できる人と連携し、寄り添い支える体制をつくる。いじめた生徒には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む。また、いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。

ウ ネットを通じて行われるいじめへの対応

校則の遵守を指導し、携帯端末の校内への持込と使用の禁止を学校・保護者が連携してすすめる。また、京都市教育委員会・京都府警本部と連携し「非行防止教室」を実施する。インターネットや携帯電話の利用について、危険性はもちろんのこと、問題行動全般に関する未然防止の啓発・指導に努める。ネットパトロールも利用し、個人情報の漏洩や他人へ中傷・誹謗の書き込みについて実態把握を行い、問題掌握時には適切な指導を行う。

エ 「いじめの解消」の定義を踏まえた見守り及び再発防止に向けた取組

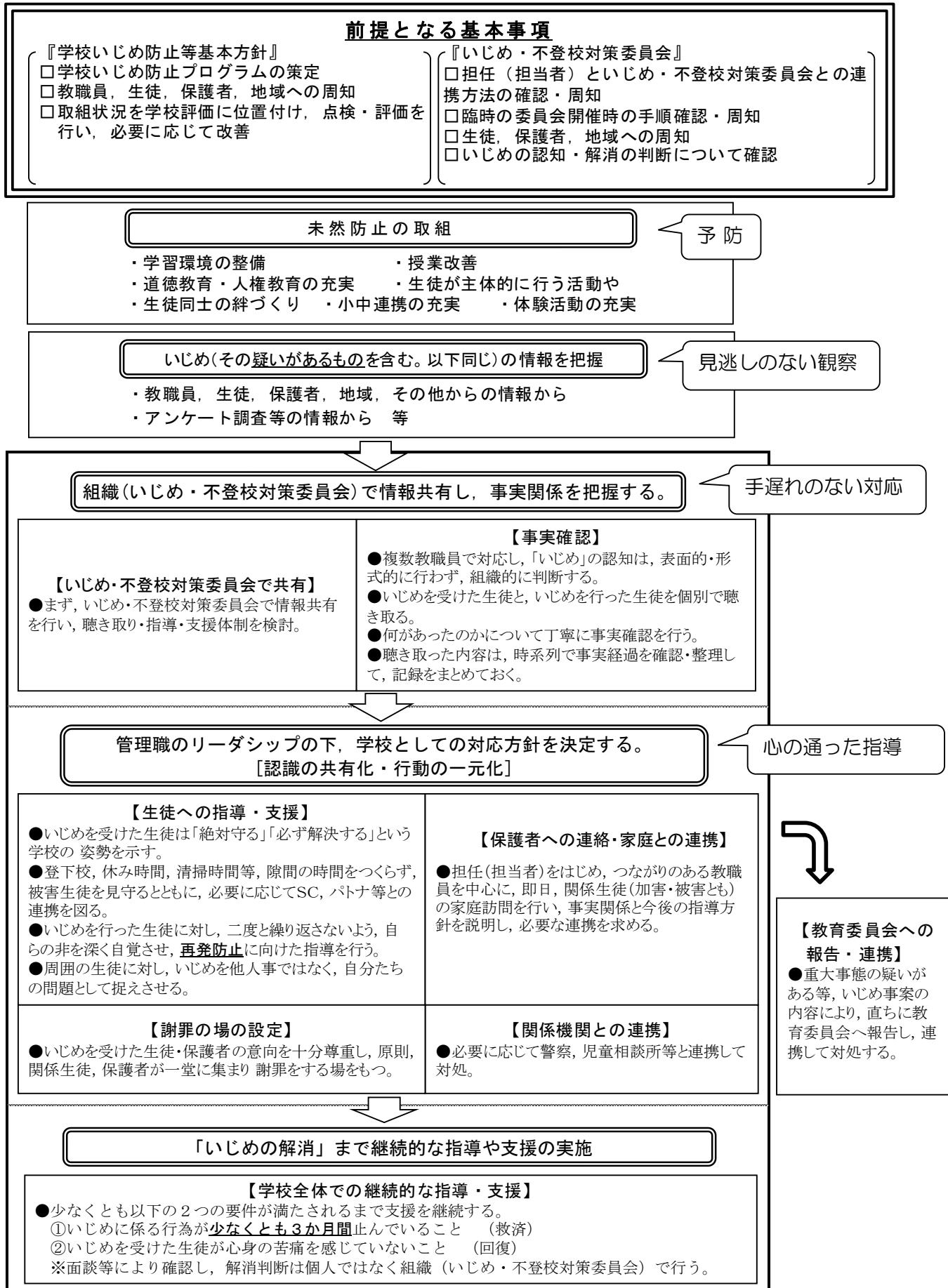
謝罪とその受け入れをもって、いじめが解消したと安易に判断するのではなく、解決した事案が再発したりすることのないよう、注意深く観察する必要がある。

いじめを受けた生徒に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が少なくとも3か月経過するまでは、状況を注視し、いじめ対策委員会でその状況を共有する。ただし、いじめの被害の重大性等から、教育委員会やいじめ対策委員会が、さらに長期の期間が必要であると判断した場合は、注視する期間を目安である3か月を超えて設定するものとする。

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

※フローチャート図

〈いじめ事案に対する本校の組織的な対応の流れ〉



(4) 教職員の資質向上の取組（校内研修）

ア 基本的な考え方

- ・学年会や職員会議等をはじめ、日常的に生徒の動向の情報交換を行い、教職員相互の観察視点の補完を行うとともに、多様な視点からの観察視点とすべきように努める。
- ・校内研修会でいじめ防止対策に関する研修を実施する。
(※国立教育政策研究所作成の「いじめに関する校内研修ツール」等を活用)
- ・定期的に生徒観察の視点点検（チェックシートの実施）や生徒によるアンケート・クラスマネジメントシート等を活用して生徒の状況把握に努め、教職員相互で補完する。

イ 研修の時期・内容等

- ・4月、6月、11月、2月に実施予定。
- ・内容は、「大原野中学校いじめ防止等基本方針の徹底」「教職員のいじめに対する意識の向上」「事例を基にした実践研修」「クラスマネジメントシートやアンケート結果を基にした研修」「人権教育・道徳教育に関する研修」

4 保護者・地域、関係機関との連携

ア 保護者・地域への情報発信

年間行事に教育相談の日程をのせることで、保護者の方へ知らせる。また、地域生徒指導連絡協議会を年に3回行い、学校や地域での情報を共有する。場合によっては、適時保護者会を実施する。

イ 保護者の啓発

いじめの解消が保護者の理解・協力なしに進まないとの理解を広く求める。家庭連絡や家庭訪問を密に行い、家庭・地域での声かけを生み出していけるようにする。

ウ 地域・家庭との連携の推進に向けて

いじめ問題に対する理解を深める家庭教育学級や地生連での研修会を設定する。また、平素からスクールカウンセラー及びスクールサポーターとの連携を密にしておく。

エ 関係機関との連携の推進に向けて

いじめの事案によっては、警察署少年係との連携を密にし、被害生徒の身の安全を最優先させると共に、児童相談所との連携も図り、加害生徒・被害生徒の精神的ケアを図る。

5 重大事態への対処

(1) 基本的な考え方

教育委員会の指導及び支援を得つつ、適切な方法により事実関係を明確にし、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、調査に係る事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

(2) 重大事態が発覚したときの対応

重大事態が発生した旨を教育委員会に報告するとともに、その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため、教育委員会の指導及び支援を得つつ、本校が調査主体となる場合には本校の下に組織を設け、適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。また、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、調査に係る事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

6 年間計画（予定） *いじめの防止等のための取組を下表のスケジュールにより実施する。
ただし、感染拡大防止の措置のため、年度途中に計画の見直しを行う場合がある。

月	対策会議や校内研修等	未然防止の取組や行事等	早期発見・積極的認知の取り組み	保護者等への発信 関係機関との連携
4	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ不登校対策委員会① 「校内体制や組織対応の共有」 「児童・保護者への広報について」 ・補導部会議① ・職員会議 「学校いじめ防止基本方針の共有」 ・校内研修会① 「年間計画と役割の明確化」 「いじめ防止プログラム PDCA サイクルの確認」 	<ul style="list-style-type: none"> ・入学式 ・学級開き ・新入生歓迎会 ・学級目標決め 	前年度の記名式アンケート・クラスマネジメントシートについての確認と共有	<ul style="list-style-type: none"> ・入学式後の保護者説明・啓発
5	<ul style="list-style-type: none"> ・補導部会議②③ ・生徒指導委員会① (いじめ不登校対策委員会②) 「未然防止に向けた取組の確認」 「記名式アンケート、クラスマネジメントシートの実施に向けて」 ・校内研修会② 「気になる生徒の共有」 「学校評価項目の確認」 	<ul style="list-style-type: none"> ・学級懇談会 ・家庭訪問週間 ・人権学習 憲法月間の講話 ・休日参観 	<ul style="list-style-type: none"> ・1年いじめに関するアンケート、クラスマネジメントシートの実施、学年集約と共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭訪問週間 ・PTA総会 ・地域生活連絡協議会
6	<ul style="list-style-type: none"> ・補導部会議④⑤ ・生徒指導委員会② (いじめ不登校対策委員会) 「クラスマネジメントシート、教育相談の結果の共有と対策」 「情報の共有と組織的対応」 	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒総会 ・教育相談 【1年非行防止教室】 【2年ケータイ教室】 【1年校外学習】 【3年修学旅行】 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談実施 ・2年いじめに関するアンケート、クラスマネジメントシートの実施、学年集約と共有 ・教育相談週間 	
7	<ul style="list-style-type: none"> ・補導部会議⑥⑦ ・生徒指導委員会③ (いじめ不登校対策委員会) 「夏季休業中の生活について」 ・地域生活連絡協議会 	<ul style="list-style-type: none"> 【2年生きチャレ】 【薬物乱用教室】 ・個人懇談 ・学年集会 ・夏季休業を迎えるにあたっての心構え 	<ul style="list-style-type: none"> ・学年会や職員会議において、情報共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人懇談
8	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導委員会④ (いじめ不登校対策委員会) 「いじめ防止プログラムの見直し① PDCA サイクル」 「夏休み明けの生徒の様子について」 「不登校生徒への関わりについて」 「自殺予防について」 ・校内夏季研修会 「4月～7月のいじめ事案の経過の共有」 ・小中合同研修会 	<ul style="list-style-type: none"> 生徒会リーダー研修会 小中児童生徒会交流会 	<ul style="list-style-type: none"> 夏休み明けの生徒の様子を学年で共有、組織的対応の検討 	地域パトロール

9	<ul style="list-style-type: none"> ・補導部会議⑧⑨ ・生徒指導委員会⑤ <p>(いじめ不登校対策委員会)</p> <p>「学校評価の実施に向けて」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・合唱コンクール ・文化祭 		<ul style="list-style-type: none"> ・合唱コンクール ・文化祭
10	<ul style="list-style-type: none"> ・補導部会議⑩⑪ ・生徒指導委員会⑥ <p>(いじめ不登校対策委員会)</p> <p>「学校評価の結果について①PDCA サイクル」</p> <p>「記名式アンケート, クラスマネジメントシートの実施に向けて」</p> <p>「情報の共有と組織的対応」</p> <p>・校内研修会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・体育祭 ・個人懇談 		<ul style="list-style-type: none"> ・体育祭 ・個人懇談 ・学校運営協議会
11	<ul style="list-style-type: none"> ・補導部会議⑫⑬ ・生徒指導委員会⑦ <p>(いじめ不登校対策委員会)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒会アンケート 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめに関するアンケート, クラスマネジメントシートの実施, 学年集約と共有 ・教育相談の実施(3年:進路相談) 	<ul style="list-style-type: none"> ・進路保護者会 ・入学説明会
12	<ul style="list-style-type: none"> ・補導部会議⑭⑮ ・生徒指導委員会⑧ <p>(いじめ不登校対策委員会)</p> <p>「アンケート調査・クラスマネジメントシート・教育相談の結果の共有」</p> <p>「いじめ防止プログラムの見直し②PDCA サイクル」</p> <p>「次年度の基本方針の見直しと作業について」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・個人懇談 ・人権学習 ・人権標語 ・冬季休業を迎えるにあたっての心構え ・学年集会 	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒会アンケート ・学年会や職員会議において、情報共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人懇談 ・人権尊重街頭啓発活動
1	<ul style="list-style-type: none"> ・補導部会議⑯⑰ ・生徒指導委員会⑨ <p>(いじめ不登校対策委員会)</p> <p>「9月～12月のいじめ事案の経過の共有」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・百人一首大会 		<ul style="list-style-type: none"> ・家庭地域教育講座
2	<ul style="list-style-type: none"> ・補導部会議⑱⑲ ・生徒指導委員会⑩ <p>(いじめ不登校対策委員会)</p> <p>「学校評価の結果について②PDCA サイクル」</p> <p>「次年度の学校いじめ防止基本方針の確認」</p>			<ul style="list-style-type: none"> ・地域生活連絡協議会
3	<ul style="list-style-type: none"> ・補導部会議⑳㉑ ・生徒指導委員会⑪ <p>(いじめ不登校対策委員会)</p> <p>「学校評価の結果について③PDCA サイクル」</p> <p>「いじめ防止プログラムの見直し③PDCA サイクル」</p> <p>・職員会議</p> <p>「年間を通じてのいじめ事案の経過の共有」</p> <p>「来年度のいじめ防止基本方針について」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・球技大会 ・3年生を送る会 ・学級のまとめ ・学年集会 <p>【3年】卒業前校外学習</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・記名式アンケート, 教育相談アンケートの保管 ・クラスマネジメントシートデータ保管 	学校運営協議会

(*)いじめに関するアンケート等にはクラスマネジメントシートを含む

- ※ 年間計画では以下の事項の回数・実施時期などを策定する。
 - ・ 「学校いじめ防止プログラムの見直し」(P D C A サイクル 8月・12月・3月)
 - ・ 「いじめに関する記名式アンケート」「クラスマネジメントシート」「教育相談」
 - ・ 「いじめの防止等の対策のための組織の会議（定例 いじめ・不登校対策委員会）」
 - ・ 「校内生徒指導研修」
 - ・ 「授業参観」「学級懇談会」「自由参観週間」「学校運営協議会」
- ※ 無記名式いじめアンケートについては、必要に応じて適宜実施する。
- ※ 年間計画には示していないが、「学校いじめ防止プログラム」の「いじめの未然防止の取組」として、「学習環境の整備」や「授業改善」はもとより、「道徳教育」「人権教育の充実」「体験活動」「特別活動」については日常的に実施する。すべての教育活動を通して、生徒の良好な人間関係の構築と充実を目指している。
- ※ いじめ事案の発覚時は、「いじめ・不登校対策委員会」を、臨時で速やかに開催する。
事案の経過や解消の確認（指導等が終わり、安心できる状況が 3 か月経過）については、その後の定例の「いじめ・不登校対策委員会」で、隨時行い情報等を共有する。